

令和3年11月30日

[要綱第43号]

石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川町は、本町でのテレワーク体験機会の提供により、本町への移住促進及び関係人口の創出を図るため、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号)、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要領(以下「県要領」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) テレワーク

情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(2) 対象法人

福島県内に本社、支社、事業所等の拠点を有していない法人をいう。

(3) 正規雇用者

社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めのない者をいう。

(4) フリーランス

特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る者をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 対象事業は次のとおりとし、事業内容、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表に定めるとおりとする。

(1) 石川町体験コース

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、県要綱に定める書類とする。

(補助金の決定通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援

補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき事業内容等を変更しようとする場合は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に県要綱に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、県要綱に定めるところによる。

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項に規定する実績報告書は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、事業完了後速やかに提出しなければならない。

2 規則第13条第1項に規定する別に定める書類は、県要綱で定める書類及び県要綱第9条に規定する通知の写しとし、同条に規定する通知を省略された場合は、第5条に規定する通知の写しとする。

（補助金の額の確定）

第8条 規則第14条に規定する通知は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた場合は、石川町「テレワーク×暮らし」体験支援補助金請求書（様式第6号）によって交付の請求をするものとする。

（会計帳簿等の整理等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補助金の返還）

第11条 この要綱により補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（1）補助金をその目的以外に使用したとき。

（2）その他この要綱に違反し、又は不正行為があったとき

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

石川町体験コース	
事業内容	2泊以上本町に滞在かつ2日間以上コワーキングスペース等で、テレワークを主目的として実施するとともに、生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業。
補助対象者	本町への移住又は本町との継続的な関係づくりを希望する者であって、以下のいずれかに該当する者 (1) 福島県外に存する対象法人に在職し、県外在住の正規雇用者 (2) 福島県外に存する対象法人 (3) 福島県外在住のフリーランス等
補助対象経費	次に掲げる費用のうち、申請者が負担した額の合計額に対し、1泊あたりの町宿泊分を対象とする。 (1) 本町に滞在している間の宿泊費 (2) 交通費（県内外間の交通費は、業務に関するもののみを対象とする。） (3) コワーキングスペース等の施設利用料 (4) レンタカー代（燃料代は除く）
補助率	補助対象経費の1/4
補助上限額	一人あたり5千円/泊
その他	この要綱に定めるもののほか、県要領に準じるものとする。